

第24回

成年後見人等推薦制度について聞く

新進会員活動委員会委員 市川 裕子 (62期)

平成22年4月、成年後見人等推薦制度が始まりました。東京弁護士会調査室の弁護士紹介センターの囑託として、同制度の立ち上げ段階から関わってこられた寺町東子会員にお話を伺いました。

後見人等推薦制度について

—後見人等推薦制度とは？

寺町：東京家庭裁判所後見センターからの法定後見人等推薦依頼に対し、弁護士会から法定後見人等を紹介（推薦）する制度です。弁護士会の他にも、司法書士会や社会福祉士会などによる推薦制度もあります。

—どこが運営しているのですか。

寺町：東京三会それぞれに推薦制度があり、東京弁護士会では弁護士紹介センター（東弁から外部に特定の分野・部門について経験のある弁護士を紹介する部署。以下「紹介センター」という。）が推薦事務を担当しています。なお、推薦名簿には、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会が運営している「オアシス」（高齢者・障害者総合支援センター）登録名簿の中から推薦希望のあった方で要件を満たす方を登載しています。

—どのような経緯で制度が作られたのですか。

寺町：これまでは、推薦団体から提出した名簿の中から、裁判所が引き受け手を探し、後見人を選任していましたが、高齢者人口の増大と成年後見制度の普及にともない、後見人候補者を付さずに後見申立がなされる事件や申立人が付してきた後見人候補者が適任でない事件も増え、後見人の選任に時間がかかる場面も出てきました。そこで、東京家裁と弁護士会との協議により、迅速に後見人等を選任す

るために推薦制度をスタートすることになりました。

—どのような場面での利用が期待されていますか。

寺町：損害賠償請求や遺産分割協議、借地非訟など法的手続が必要なケースや、保有資産が多額のケースでは、弁護士が後見人になるのが相応しいでしょう。現に入院費の支払が発生している事案や、遺産分割協議の当事者の一人が認知症になってしまっているといった事案でも、推薦制度により速やかに後見人が選任され、対応することができます。適切な後見人候補者が見つからない場合や、利益相反などで自分が後見人になるのは相応しくない場合などでも、積極的に後見制度の利用を勧めてください。

—推薦されるために必要な手続や要件はありますか。

寺町：まずは、年数回行っている指定研修を受け、「オアシス」登録名簿及び後見人等候補者推薦名簿に登録する必要があります。1年に1回、登録3年以上の会員に対し名簿登録希望の照会があるので、その際に希望を申し出ることができます。推薦名簿は、事件の難易によって2種類に分けられています。それぞれ登録要件が異なり、一定の経験年数や研修受講、弁護士賠償保険への加入などが要件になっています。詳しくは、東弁HPの会則・会規から成年後見人等候補者推薦事務運営細則をご覧ください。

—推薦制度の利用状況はどのようになっていますか。

寺町：今年4月のスタート以来8月10日までに、全19件で推薦制度を利用して後見人等が選任されました。まだ試行段階であるため、東京三会と東京家裁との協議により、機械的配点になじむケース（被後見人等が施設利用者であり、かつ、後見・保佐の事案）のみが推薦制度の対象になっています。なお、弁護士会が東京家裁に提出した推薦名簿から東京家裁が選任する従来型の選任件数は、月に15件程度です。

寺町東子 会員 (46 期)

平成6年東京弁護士会に弁護士登録。平成15年社会福祉士登録。平成21年東京弁護士会調査室嘱託(弁護士紹介センター・成年後見分野担当)。現在、弁護士法人きぼう 東京きぼう法律事務所に在籍。

——推薦制度は若手会員にとってどんな意義がありますか。

寺町：あと10年もすると団塊の世代が70代になります。団塊の世代は、核家族化、少子化のトップランナー世代であるとともに、団塊ジュニアは非正規雇用率も高く、子が経済的に親を支えることができなくなっている世代ですから、成年後見、特に、弁護士が後見にならないと法的に整理できない種類の成年後見事件の需要が爆発します。そこに向けて、受け皿となる弁護士の層を分厚く準備していくことが必要です。特に、成年後見人は被後見人よりある程度年齢が若くないと務まりませんので、現在の若手会員にこそ、団塊の世代の受け皿の中心を担っていただく必要があります。そこで、10年後を見据えて、広い範囲の会員に成年後見人等を担っていただくために推薦制度と、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会によるフォローアップ体制を整備しました。

後見人の業務について

——弁護士が後見人に選任される意義はどのようなところにありますか。

寺町：一つは、後見事件は親族間の争いが熾烈なケースも多いですが、弁護士が後見人となり、感情等に引きずられることなく、法律という客観的な基準に則って正しい処理をすることで、親族間の紛争を沈静化することができる点にあります。

また、親族間紛争により本人のお金が本人のために使われなくなっているケースも散見しますが、後見人は、将来の相続人のためではなく、本人のために本人の財産を使うことができます。信託銀行にも、毎月お金を届けるサービスはありますが、使うことまでは信託業務の範囲外です。本人のためにお金を使ってあげられるのが後見人の強みです。



聞き手の市川委員と寺町会員（右）

——他の弁護士業務との違いはありますか。

寺町：後見人は、本人が幸せな最期を迎えられるのを見届けるという仕事です。これまで20件位後見人を務めてきましたが、独居高齢者のケースなど親族がいない場合では、後見人がお葬式をやらざるをえない場面もあり、お葬式には詳しくなりました。他の弁護士業務ではなかなか経験できないことです。

——後見業務をするうえで必要なマインドは？

寺町：弁護士の仕事はここまで、と限定的に捉えるのではなく、被後見人にとって必要なことは何か、その中で自分ができることは何か、他の専門職やサービスを活用する部分は何か、という考え方が必要です。弁護士の仕事の範囲を出発点に考えるのではなく、被後見人の生活を成り立たせるということを出発点に物事を考えるようにしてもらいたと思います。他の分野の専門家との連携を積極的に捉えていって欲しいです。そのために被後見人の生活を支えるためにどんな制度があるのかに興味を持ち、他の分野の制度を勉強してもらうことも大事ですね。

さいごに

——若手会員に一言お願いします。

寺町：後見分野は、今後ますますニーズが高まっていきます。是非、若手の皆様に後見分野を積極的に担っていただきたいです。また、後見分野以外にも、人が生きていくうえでぶつかる法律問題は山ほどありますので、今まで弁護士が担ってこなかった分野にも、どんどん弁護士が進出していただきたいと思います。